

11 保護期間（第一四条関係）

この条約に基づいて実演家に与えられる保護期間は、実演が固定された年の終りから少なくとも五〇年とする。

12 技術的手段に関する義務（第一五条関係）

締約国は、実演家によって許諾されておらず、かつ、法令で許容されていない行為がその実演について実行されることを抑制するための技術的手段（コピー・プロテクション等）の回避を防止するための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。

13 権利管理情報に関する義務（第一六条関係）

締約国は、この条約が対象とする権利の侵害を誘引することを知りながら、権限なく、電子透かし等により付加された電磁的な権利管理情報を故意に除去し、又は改変する等の行為に関し、適当かつ効果的な法的救済について定める。

14 方式（第一七条関係）

この条約に定める権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行も要しない。

15 留保及び通告（第一八条関係）

8(三)の場合を除くほか、この条約には、いかなる留保も付することができない。

16 適用期間（第一九条関係）

締約国は、この条約が各締約国について効力を生ずる時に存在する固定された実演及びこの条約が各締約国について効力を生じた後に行われる全ての実演に対して、この条約に基づいて認められる保護を与える。

17 権利行使の確保に関する規定（第二〇条関係）

締約国は、自国の法制に従い、この条約の適用を確保するために必要な措置をとることを約束する。

18 管理条項（第二一条及び第二二条関係）

(一) 締約国は、総会を設置する。総会は、この条約の適用及び運用等に関する問題を取り扱い、世界的所有権機関事務局長の招集により、世界的所有権機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。

(二) 世界的所有権機関国際事務局は、この条約の管理業務を行う。

最終条項（第二三条、第三〇条関係）

この条約の締約国となる資格、効力発生、廃棄、寄託者等について規定している。

条約

視聴覚的実演に関する北京条約をここに公布する。

御名 御璽

令和二年四月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

条約第一号

視聴覚的実演に関する北京条約

目次

前文

第一条 他の条約との関係

第二条 定義

第三条 保護の受益者

第四条 内国民待遇

第五条 人格権

第六条 実演家の固定されていない実演に関する財産的権利

第七条 複製権

第八条 譲渡権

第九条 貸与権

第十条 固定された実演の利用可能化権

第十一条 放送及び公衆への伝達に関する権利

第十二条 権利の移転

第十三条 制限及び例外

第十四条 保護期間

第十五条 技術的手段に関する義務

第十六条 権利管理情報に関する義務

第十七条 方式

第十八条 留保及び通告

第十九条 適用期間

第二十条 権利行使の確保に関する規定

第二十一条 総会

第二十二条 国際事務局

第二十三条 この条約の締約国となる資格

第二十四条 この条約に基づく権利及び義務

第二十五条 この条約の署名

第二十六条 この条約の効力発生

第二十七条 締約国についてこの条約の効力が生ずる日

第二十八条 この条約の廃棄

第二十九条 この条約の言語

第三十条 寄託者